

大阪弁護士会

原発問題連続学習会

福島第一原子力発電所で発生した事故は、今なお収束の目途が立たず、周辺環境には大量の放射性物質が排出され続けています。風評被害を含めて多くの市民が経済的な損害を被り、原子力発電所では毎日数百人もの労働者が、放射線量の高い過酷な環境下での作業を続けています。

こうした事態を受け、原発依存社会の見直しなどの問題提起がなされつつありますが、大阪弁護士会も、今この時期に原発に関する様々な問題について広く市民の方々とともに学習する場を設けることが重要であると考え、連続学習会を企画しました。

第1回・第2回は、喫緊の課題である放射能被害による賠償問題に焦点を当て、相談実務に役立てるための学習会を開催します。法律相談を受ける弁護士を主たる対象とした企画ですが、関心のある市民の方々も是非多数ご参加ください。

■ 参加費無料・申込不要

■ 日時:各日共に 18:30~20:30

※各回の開催日、内容、講師の詳細は裏面をご覧ください。

■ 会場:大阪弁護士会館

(大阪市北区西天満1-12-5)

【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口(1)から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1番出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分



*****大阪弁護士会原発問題連続学習会*****

第1回

「原発損害賠償実務の基礎知識」

日時：8月10日（水）午後6時30分開始（午後6時開場）

講師：尾形 昭（福島県弁護士会所属弁護士）

東京電力による仮払いが既に始まっていますが、原発災害に対する現行の賠償スキームは、そもそもどのようなものなのか。その基礎から実務的なノウハウまで、被災地において様々な相談に実際にあたっておられる福島県弁護士会の弁護士をお招きしてお話いただきます

第2回

放射線による大量被害とその救済に向けて今何をなすべきか

～先行類似訴訟の経験に学ぶ～

日時：8月22日（月）午後6時30分開始（午後6時開場）

放射線による大量被害の救済に向けて、現時点でどのようなとりくみが必要かは、同様に大量の健康被害の救済に向けた裁判の先例に学ぶことが有益と思われます。

そこで、類似先行訴訟の弁護団の方々から、事件の概要と個別被害の立証において苦労した点や何が争点となっているか、どのような証拠があればより容易に訴訟を戦えたかについてお話いただき、今私たちがなすべきことを探ります。

○基調報告 尾藤廣喜（京都弁護士会）

○個別被害の主張・立証のポイント

愛須勝也（原爆症認定集団訴訟近畿弁護団事務局長）

徳井義幸（ノーモア・ミナマタ近畿国賠訴訟弁護団団長）

主催：大阪弁護士会

問合せ先：8月5日まで…委員会担当室 8月8日以降…委員会部人権課
（※いずれも TEL：06-6364-1227）